

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

I 総括的概要

当センターは、鳥取市及び東部圏域の中小企業の振興のために、中小企業の事業主と勤労者に対し、勤労者福祉事業を中心に総合的かつ効果的に推進しています。

当センターにとっての現在の最大の課題は、新規会員の確保及び拡大であり、広く存在の周知を図り、事業主を含めた勤労者福祉事業を行っていることを伝えていくことや、事業所に対し、加入メリットの感じられる新規事業の発掘等が会員の獲得に直接つながり、安定したセンター運営に結びつくと考えています。

そうした中でも特に、「福利厚生の実質は、企業の発展から！」のスローガンを強調して、計画を推進することと致します。

(1) 積極的な加入促進活動

会費収入の確保は、当センター運営の根幹であり、安定した運営基盤を構築するためには必要不可欠です。令和元年度より3カ年計画で補助金が減額されていることもあり、今後は今まで以上に実行力のある“加入促進人材の発掘”に努め未加入事業所の訪問を継続的に行いながら、より一層、積極的加入促進を行って参ります。

(2) 継続事業

①こくみん共済の「風水害及び地震保障付保険の加入あっせん」と、②職場においてスポーツ活動や、ボランティア活動等を実施する(参加を含む)際の支援助成の普及による“事業所支援の多様化”を図ります。

(3) 新規(下期試行)事業

増加の著しい会員の自然減を抑制するため、既加入事業所訪問にも力を注ぎ、「働き方改革」の推進とともに“未加入従業員や役員の追加加入”も推進して参ります。

(4) センター事業の更なるサービスの質の向上

目 標	対 策
令和2年度、年度末会員数の目標 7,600名	①健康診断・人間ドック・定期健診・健康維持増進事業等のほか、センターが提供する魅力的な各種サービスを積極的にPRし、加入促進を図ります。 ②サービスをあまり利用されていない会員に対し、利用方法など周知を高め、サービスの利用促進を図ります。⇒退会防止につなげる ③事業所を退職した会員に対しOB会員制度を周知し、事業の利用を勧め、会員数の維持に努めます。

(5) 管理及び事業の更なる向上

目 標	対 策
・サービスの質の向上を維持しながら経費削減を図ります。	④一方で利用の少ない、または経費のかかる“非合理的な事業”は取り止めることも英断して最小の経費で魅力ある事業を推進します。

II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

(1) 健康の維持増進に係る事業 《定款第4条(1)》

- ・事業主及び会員対象の健康診断助成
- ・安価な“遺伝子検査の受診割引提携→生活習慣病の早期予防 (株サインポストと提携済み)
- ・インフルエンザの予防接種
- ・薬の割引斡旋

(2) 在職中の生活安定に係る事業 《定款第4条(2)》

- ・各種の給付事業と冠婚葬祭、教育、物品購入のための低利の融資斡旋
- ・「全福センター」推奨の“入院あんしん保険”のPR
- ・事業主、従業員のための「“風水害・地震災害付”火災共済」のPR強化によるさらなる推進（こくみん共済鳥取本部と提携継続）

- ・会員を中心とした各施設との“利用割引提携”や“商品割引”の案内

(3) 自己啓発、余暇活用及び社会貢献活動や、職場内スポーツの推進に係る事業（平成31年度より試験的实施を継続） 《定款第4条(3)》

- ・生涯学習向上のための、料理教室、ガーデニング教室等の自主企画開催
- ・職務スキルアップのための国家資格試験（準じたものを含む）受験料の助成
- ・事業主及び従業員（会員）交流事業 例：ゴルフコンペ
- ・社会貢献活動への参加や職場内スポーツ推進事業助成のPR強化を行い、事例の多様化を図る。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

《定款第4条(4)》

- ① 中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業
例：ひまわりセンターガイドブックの発行
会報誌「ひまわりセンターニュース」の発行（年4回、号外1回）
- ② 老後生活の安定に係る事業の実施
 - ・中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋（通年）
 - ・小規模企業共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋（通年）
- ③ 加入促進に係る事業の実施
 - ・会員事業所による未加入事業所の加入促進の報償費は、1人につき800円（通年）
 - ・加入推進員による未加入事業所の加入促進（加入推進員による加入推進報酬費1人につき1,000円）（通年）
 - ・管内金融機関（鳥銀・合銀・鳥信）の“企業紹介制度”による未加入

事業所の加入促進(紹介加入1人につき1,000円の紹介手数料)

- ・【新規】こくみん共済鳥取推進本部幹部職員との“加入見込みのある事業所”の相互あっせんや仲介のための連絡会議の開催(相互に受益を伴うものを想定)
- ・【新規】「特定地域づくり事業推進法」に基づき設立された(令和2年6月に発足予定)事業協同組合(過疎地で雇用増を目指す組織)へ企業紹介を行うなどの“協力事業”の展開。